

令和5年3月13日
生活支援部医療保険課

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 特別区独自の激変緩和措置及び段階的な法定外繰り入れの解消・縮減のため、賦課総額に算入すべき「国民健康保険納付金」については、平成30年度に納付金の94%を算入することを基準に、毎年度1%ずつ算入割合を引き上げることとしている。

2 令和5年度特別区統一保険料率の抑制措置

(1) 経緯

新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰等により、被保険者の所得環境が引き続き厳しい見込みであることから、特別区長会として保険料率の上昇を抑制する措置の検討が必要と判断し、次の案を検討

- ① 従来通りの算定方法【本来】
- ② 基礎分に対して新型コロナウイルス感染症の影響を反映【案1】
- ③ 基礎分に対して新型コロナウイルス感染症の影響および財政安定化基金取崩額（償還分）を反映【案2】
- ④ 特別区独自激変緩和割合を令和4年度の97.3%で維持するとともに、基礎分に対して新型コロナウイルス感染症の影響および財政安定化基金取崩額（償還分）を反映【案3】

(2) 検討内容

保険料の検討にあたっては、抑制効果、法定外繰入の増減、後年度への影響及び統一保険料の維持等の観点から検討

【算定結果（基礎・後期・介護の合算）】

	本来	案 1	案 2	案 3
所得割率	12.83%	12.16%	11.95%	11.82%
均等割額	81,300円	78,000円	77,500円	76,300円
法定外繰入額	45億円	182億円	202億円	244億円
一人当たり保険料合計	193,758円 (+22,378円)	186,015円 (+14,635円)	184,885円 (+13,505円)	182,171円 (+10,791円)

※ 法定外繰入額・・・令和5年度特別区繰入額

※ () 内・・・令和4年度比

【検討のポイント】

	検討のポイント
案 1	法定外繰入額については令和4年度並となるが、保険料抑制効果は一定の効果はあるが小さい。
案 2	保険料について一定程度抑制効果があり、法定外繰入額は令和4年度よりやや増える。
案 3	保険料について抑制効果は大きいですが、法定外繰入額が令和4年度より大幅に増える。また、後年への影響が懸念される。

(3) 検討結果等

① 検討結果

コロナ禍や物価高騰における被保険者の負担増および統一保険料方式を維持という観点から、案3により算定することで、保険料を抑制することとした。

② 抑制効果（基礎・後期・介護合算）

本来の算定方法に比べ、所得割率1.01P、均等割額5,000円の抑制効果

③ 法定外繰入

抑制措置により、特別区全体で令和4年度に比べ約56億円の法定外繰入れの増とした。

④ 令和6年度以降の措置

現状では、特別区の激変緩和措置期間は変更せず、令和6年度で終了するよう保険料を算定する。

3 令和5年度国民健康保険料案

項目		令和5年度	令和4年度	増減
基礎分	所得割率	7.17%	7.16%	+0.01P
	均等割額	45,000円	42,100円	+2,900円
後期分	所得割率	2.42%	2.28%	+0.14P
	均等割額	15,100円	13,200円	+1,900円
介護分	所得割率	2.23%	2.31%	-0.08P
	均等割額	16,200円	16,600円	-400円
一人当たり保険料合計		182,171円	171,380円	+10,791円

※ 均等割額の軽減措置について、5割軽減に使われる判定所得を28万5千円から29万円に、2割軽減に使われる判定所得を52万円から53万5千円に、それぞれ引き上げ

※ 出産育児一時金を42万円から50万円に改正

※ 出産する被保険者の保険料について、産前産後期間相当分（4か月間）の均等割および所得割の免除制度の創設（令和6年1月実施予定）

4 令和5年度年間保険料試算

別紙1のとおり

5 政令指定都市との保険料率比較

別紙2のとおり

6 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和5年第1回区議会定例会に追加提出予定

4 令和5年度年間保険料試算[単位：円]

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳)のみ] ※基礎+支援

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
令和5年度	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
増減	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)] ※基礎+支援

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
令和5年度	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
増減	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(35歳)のみ] ※基礎+支援

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
令和5年度	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
増減	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730

④給与所得者(65歳未満)3人世帯 [世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)] ※基礎+支援

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
令和5年度	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
増減	3,600	6,030	10,935	△ 15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	17,135

⑤給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳)のみ] ※基礎+支援+介護

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	21,570	38,300	176,475	258,725	345,675	439,675	533,675	632,375	738,125	849,750
令和5年度	22,890	40,514	181,498	264,238	351,706	446,266	540,826	640,114	746,494	858,784
増減	1,320	2,214	5,023	5,513	6,031	6,591	7,151	7,739	8,369	9,034

⑥給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)] ※基礎+支援+介護

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	43,140	74,250	219,615	330,625	417,575	511,575	605,575	704,275	810,025	905,528
令和5年度	45,780	78,664	227,278	340,538	428,006	522,566	617,126	716,414	822,794	925,058
増減	2,640	4,414	7,663	9,913	10,431	10,991	11,551	12,139	12,769	19,530

5 政令指定都市との保険料率比較

(基礎分+後期高齢者支援金分)

	令和4年度		令和3年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	9.44%(16/21番目)	55,300円(18/21番目)	9.54%(17/21番目)	52,000円(18/21番目)
札幌市	11.56%	62,690円	11.77%	64,450円
仙台市	10.14%	62,310円	10.26%	61,100円
さいたま市	9.68%	40,800円	9.75%	38,600円
千葉市	9.37%	60,840円	9.56%	57,720円
横浜市	9.77%	45,720円	9.60%	44,860円
川崎市	9.18%	48,457円	9.00%	46,523円
相模原市	8.35%	58,500円	7.75%	57,600円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.38%	63,200円	8.38%	63,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.69%	69,900円
名古屋市	9.76%	55,362円	9.52%	52,196円
京都市	10.47%	57,530円	10.39%	55,720円
大阪市	11.46%	73,821円	11.12%	71,230円
堺市	11.19%	73,276円	10.69%	69,126円
神戸市	11.39%	76,300円	12.11%	78,950円
岡山市	10.45%	64,320円	10.45%	64,320円
広島市	8.64%	64,045円	9.76%	66,604円
北九州市	9.90%	63,370円	10.81%	63,070円
福岡市	9.93%	59,353円	10.84%	60,000円
熊本市	10.61%	77,300円	10.61%	77,300円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、また、各市の所得が分からないため、算定はできない。

(参考)令和5年度特別区基準保険料率案と令和4年度の比較

本来案	10.57%(7/21番目)	64,800円(6/21番目)	←独自激変緩和割合を98.6%にする案
抑制案1	9.90%(11/21番目)	61,500円(12/21番目)	←独自激変緩和割合を98.6%にしたうえで、基礎分に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額137億を一般財源として投入する案
抑制案2	9.69%(14/21番目)	61,000円(12/21番目)	←独自激変緩和割合を98.6%にしたうえで、基礎分に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額137億円及び財政安定化基金取崩しによる償還額20億円を一般財源として投入する案
抑制案3	9.59%(15/21番目)	60,100円(13/21番目)	←独自激変緩和割合を97.3%にしたうえで、基礎分に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額137億円及び財政安定化基金取崩しによる償還額20億円を一般財源として投入する案